

制度参加者等への反社会的勢力に係る対応等に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

平成 25 年 10 月 31 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が運営する外国株券等保管振替決済制度における制度参加者への反社会的勢力に係る対応等のため、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（以下「細則」という。）及び外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則（以下「システム利用細則」という。）について一部改正を行う。

2. 改正概要

（備 考）

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| (1) 機構は、外国株券等機構加入者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、当該外国株券等機構加入者の口座の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。      | 規則 第 83 条の 2            |
| (2) 機構は、外国株券等機構加入者になるために機構に対して申請を行った者に対して、当該申請者が反社会的勢力に該当しないことを約諾する旨の書面の提出を求めるものとする。 | 細則 第 5 条第 2 項           |
| (3) 機構システムの利用者は、機構システムの利用に係る業務の処理等を第三者に委託する場合には、反社会的勢力に委託してはならないものとする。               | システム利用細則 第 14 条第 1 項    |
| (4) その他所要の改正を行うこととする。  | システム利用細則 第 13 条、第 14 条等 |

3. 施行日

平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以上